

令和4年度 公文書開示状況（令和5年1月決定分）

福祉保健局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

- ・一部開示、非開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。

- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。

ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和4年度 公文書開示状況（1月決定分） 福祉保健局			公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管部署課等		
月整理番号	請求年月日	決定年月日			開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R5.1.12	R5.1.30	福祉保健局事案決定実施細目	1														福祉保健局総務部総務課	
2	R4.12.15	R5.1.16	兼業実績報告	8	1					1	1							(7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条第3号) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 (7条第6号) 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉保健局総務部職員課
3	R4.12.28	R5.1.6	令和4年3月29日付3福保指二第492号「実地検査の結果について（通知）」	2	1													福祉保健局指導監査部指導第二課	
4	R4.11.25	R5.1.19	令和4年度に東京都から無料低額宿泊所またはそれに準ずる無届け宿泊施設を対象に行なわれた依頼や助言、指導などがわかる書類一切（ただし、「宿泊所の現況調べ」を除く）。	295	1													福祉保健局指導監査部指導第二課	
5	R4.12.29	R5.1.12	医療法人〇〇（5法人分）の直近3年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの			1												福祉保健局医療政策部医療安全課	
6	R5.1.4	R5.1.12	医療法人〇〇の定款	9	1													福祉保健局医療政策部医療安全課	
7	R5.1.4	R5.1.12	医療法人〇〇の定款	6	1													対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 福祉保健局医療政策部医療安全課	
8	R5.1.4	R5.1.12	東京都所管医療法人の令和3年度収受及び令和4年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの			1												福祉保健局医療政策部医療安全課	

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管部署課等	
					開示	一部開示	非開示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
9	R5.1.10	R5.1.16	医療法人〇〇の定款	5		1								1				対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
10	R4.12.21	R5.1.17	医療法人〇〇（306法人分）の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
11	R4.12.21	R5.1.17	医療法人〇〇（6法人分）の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの						1									対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	福祉保健局医療政策部 医療安全課
12	R5.1.12	R5.1.24	医療法人〇〇（18法人分）の令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
13	R5.1.12	R5.1.24	医療法人〇〇（6法人分）の令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの						1									対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	福祉保健局医療政策部 医療安全課
14	R5.1.13	R5.1.24	医療法人〇〇の平成28年度～令和2年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	39	1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
15	R5.1.19	R5.1.24	東京都所管医療法人の平成30年度収受～令和4年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
16	R5.1.12	R5.1.24	東京都所管医療法人の令和3年度収受及び令和4年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの（法人番号7200番以降のもの） 医療法人〇〇（3法人分）の令和3年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
17	R5.1.12	R5.1.24	医療法人〇〇（3法人分）の令和4年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの						1									対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	福祉保健局医療政策部 医療安全課

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管部署等		
					開示	一部開示	非開示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
18	R5.1.10	R5.1.24	①平成29年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（平成29年8月3日付29福保医安第428号） ②平成30年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の結果について（通知）（平成30年7月9日付30福保医安第328号） ③平成30年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（平成30年7月9日付30福保医安第330号） ④平成31年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和元年7月26日付31福保医安第374号） ⑤令和2年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和2年8月20日付2福保医安第378号） ⑥令和4年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の結果について（通知）（令和4年8月18日付4福保医安第398号） ⑦令和4年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和4年8月18日付4福保医安第399号）	34	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
19	R5.1.10	R5.1.24	①実地指導に伴う改善状況等報告書（平成29年8月29日付） ②実地指導に伴う改善状況等報告書（平成30年8月7日付） ③実地指導に伴う改善状況等報告書（令和元年8月28日付） ④実地指導に伴う改善状況等報告書（令和2年9月10日付） ⑤実地指導に伴う改善状況等報告書（令和4年9月28日付） ⑥改善状況等報告書（令和4年9月28日付） ⑦改善状況等報告書（令和4年12月26日付）	115	1													東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号、同条第4号及び同条第6号に該当するため。 対象部分は、当該病院に入院中又は入院していた患者等の個人に関する情報をあって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当し、非開示とする。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）等によっても公にされていない医療機関の詳細な医療実績に関する情報であって、これを公にすることにより、当該病院の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当し、非開示とする。 対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 さらに、対象部分は、当該病院が公にされないことを信頼して実施機関へ報告した結果得られた情報であって、公にすることにより医療監視・指導部門としての信頼性を損ね、業務の適正な遂行に支障をきたすことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）に該当する。		福祉保健局医療政策部 医療安全課
20	R5.1.18	R5.1.27	東京都所管医療法人の令和2年度収受～令和4年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課	
21	R5.1.17	R5.1.31	医療法人〇〇（46法人分）の令和4年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課	
22	R5.1.17	R5.1.31	医療法人〇〇（17法人分）の令和4年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	1													対象の公文書が提出されておらず、存在しないため		福祉保健局医療政策部 医療安全課	
23	R4.12.16	R5.1.4	理容所台帳及び美容所台帳（青梅市及びあさる野市（西多摩保健所）、東大和市（多摩立川保健所）、武藏野市及び小金井市（多摩府中保健所）、小平市及び東村山市（多摩小平保健所））令和4年11月16日から同年12月15日までに、新規に営業を確認した施設	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管部署等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
24	R4.12.19	R5.1.4	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年11月1日から同月30日までに、廃止届出を受けた施設） 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年11月1日から同月30日までに、新規に開設の届出を受けている施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
25	R4.12.19	R5.1.4	薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩府中保健所）（令和4年11月1日から同月30日までに、廃止届を受理している施設） 薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年11月1日から同月30日までに、新規に開設を許可している施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
26	R5.12.19	R5.1.6	クリーニング所台帳（多摩府中保健所管内において令和4年12月19日現在、府中市〇〇で開設している施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③営業者氏名、④営業形態に限る。）	1					1										福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
27	R5.12.26	R5.1.10	食品関係業台帳（多摩府中保健所管内において令和4年12月26日現在、営業の許可又は届出を受けている以下の業種の施設に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④営業者氏名（法人の場合は、法人の代表者名、法人の所在地、法人の電話番号）、⑤業種（大・小）、⑥許可年月日、⑦許可満了日、⑧申請区分。<業種>食品（魚介類、食肉、氷雪、野菜果物及び米穀類除く）販売業、乳類販売業、菓子製造業）	1															福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
28	R5.1.4	R5.1.10	診療所台帳（多摩府中保健所管内において、令和5年1月4日現在までに届出がある施設（ただし、多摩地域検査センター及び廃業は除く。）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤診療科目及び⑥開設年月日に限る。）	1															福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
29	R5.1.4	R5.1.10	卸売販売業台帳（多摩府中保健所管内の府中市において、令和5年1月4日現在までに営業の許可を受けた施設（ただし廃業は除く）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤許可番号、⑥初回許可年月日、⑦許可年月日及び⑧許可満了日）	1															福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
30	R5.1.4	R5.1.10	南多摩保健所管内の薬局台帳及び卸売販売業台帳のうち、令和5年1月4日現在、開設の許可を受けている施設	1															福祉保健局南多摩保健所企画調整課
31	R5.1.4	R5.1.11	南多摩保健所管内の診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和5年1月4日現在、開設の届出を受けている施設	1															福祉保健局南多摩保健所企画調整課
32	R4.12.23	R5.1.11	薬局台帳及び店舗販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年1月1日から同年12月22日までに、新規に開設を許可した施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
33	R4.12.23	R5.1.12	診療所及び歯科診療所休止届（西多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年11月26日から同年12月23日までに休止届出書を受理した施設）	1														当該施設は所在地を公表しておらず、施設所在地を開示することで業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、東京都情報公開条例第7条6号に該当し、非開示とする。	福祉保健局保健政策部 保健政策課

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管部署課等	
					開示	一部開示	非開示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
34	R4.12.23	R5.1.12	診療所台帳及び歯科診療所台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年11月26日から同年12月23日までに、新規に開設の届出を受けた施設） 診療所台帳及び歯科診療所台帳（多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年11月26日から同年12月23日までに、廃止届（開設者死亡届も含む）及び再開届を受理している施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
35	R4.12.23	R5.1.17	在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業補助金補助金額確定・支払先一覧	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
36	R5.1.4	R5.1.18	理容所、美容所及び旅館施設台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和4年12月1日から同月31日までに、新規に営業を確認又は許可した施設）	12	1														福祉保健局保健政策部 保健政策課
37	R5.1.4	R5.1.18	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和4年12月1日から同月31日までに、新規に営業を確認した施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
38	R5.1.4	R5.1.18	診療所台帳、歯科診療所台帳、及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年12月1日から同月31日までに、開設の届出を受けた施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
39	R5.1.5	R5.1.18	食品関係営業台帳（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規に営業の許可を受けた施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
40	R5.1.5	R5.1.18	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規に開設届を受理した施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
41	R5.1.5	R5.1.18	薬局台帳（三鷹市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規に開設の許可を受けた施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
42	R5.1.5	R5.1.18	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（国分寺市（多摩立川保健）、武蔵野市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規に開設を確認した施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
43	R5.1.5	R5.1.18	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和4年12月1日から同月31日までに、新規に廃止又は休止の届出（開設者死亡届を含む。）を受けた施設） 診療所台帳及び歯科診療所台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和4年12月1日から同月31日までに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設）	1														当該施設は所在地を公表しておらず、施設所在地を開示することで業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、東京都情報公開条例第7条6号に該当し、非開示とする。	福祉保健局保健政策部 保健政策課

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管部署課等	
					開示	一部開示	非開示	不存	在	存否	応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号
44	R5.1.5	R5.1.18	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和4年12月1日から同月31日までに、新規に廃止又は休止の届出を受けた施設） 薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和4年12月1日から同月31日までに、新規に許可又は再開をした施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
45	R5.1.6	R5.1.18	施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規に開設の届出を受けた施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
46	R5.1.6	R5.1.18	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）における令和4年12月1日から令和4年12月31日までに新規に営業を確認した施設	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
47	R5.1.6	R5.1.19	食品営業許可台帳（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和4年10月5日から令和5年1月6日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
48	R5.1.6	R5.1.19	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和4年10月5日から令和5年1月6日までに新規に開設届を受理した施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
49	R5.1.6	R5.1.19	薬局台帳（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和4年7月4日から令和5年1月6日までに新規に開設を許可した施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
50	R5.1.6	R5.1.19	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所及び多摩立川保健所における令和4年10月5日から令和5年1月6日までに新規に開設を許可した施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
51	R5.1.6	R5.1.23	(1) 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和4年12月1日から同月31日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設） (2) 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和4年12月1日から同月31日までに廃止の届出を受けている施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
52	R5.1.6	R5.1.23	施術所（あはき・柔整）台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和4年12月31日までに開設届を受理した施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
53	R5.1.6	R5.1.23	(1) 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所における令和4年12月1日から同月31日までに開設を確認した施設） (2) 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所における令和4年12月1日から同月31日までに廃止の届出を受けた施設）	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管部署等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
54	R5.1.17	R5.1.24	南多摩保健所管内の施術所台帳（あはき）及び施術所台帳（出張専門）のうち、令和5年1月17日現在、開設の届出を受けている施設	1															福祉保健局南多摩保健所企画調整課	
55	R5.1.12	R5.1.26	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所において令和5年1月12日現在、開設の届出を受けている施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和4年10月15日から令和5年1月12日までに、新規に休止・廃止の届出を受けた施設	1															福祉保健局保健政策部保健政策課	
56	R5.1.16	R5.1.30	診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和4年12月31日現在、開設の届出を受けている施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年12月1日から同月31日までに、廃止の届出を受けた施設	1															福祉保健局保健政策部保健政策課	
57	R5.1.16	R5.1.30	薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和4年12月31日現在、開設を許可している施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年12月1日から同月31日までに、廃止届を受理している施設	1															福祉保健局保健政策部保健政策課	
58	R5.1.18	R5.1.31	理容所台帳及び美容所台帳（青梅市、福生市及びあきる野市（西多摩保健所）、立川市及び東大和市（多摩立川保健所）、武蔵野市（多摩府中保健所）、小平市（多摩小平保健所））令和4年12月16日から令和5年1月15日までに、新規に営業を確認した施設	1															福祉保健局保健政策部保健政策課	
59	R4.11.25	R5.1.16	(1)定期的検査（東京都集中的検査）の実施について（依頼）（無料低額宿泊所、更生施設及び宿所提供施設） (2)日常生活支援住居施設に係る加算の認定状況に関する調査について（依頼） (3)令和4年度福祉行政統計報告の協力依頼について (4)保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業費補助金（令和3年度分返還命令通知書及び延滞金支払命令書、令和4年度分交付申請について） (5)社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼） (6)「宿泊所（複数人居室）の現況調査」の実施について（依頼）（令和4年5月1日及び8月1日時点） (7)東京都保護施設等事業継続支援事業に関する補助金交付申請について (8)督促状 (9)令和4年度第1回無料低額宿泊所等在寮者に対する都営住宅特別割当の募集について（通知） (10)無料低額宿泊所の届出及び関係資料の提出について（依頼）	233	1				1	1	1								（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため（7条3号）公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるると認められるものであるため。（7条6号）公にすることにより、業務目的以外のメールが送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。	福祉保健局生活福祉部保護課
60	R4.11.25	R5.1.23	宿泊所の現況調べ（各無料低額宿泊所分 令和元年度から令和3年度分）	2651	1														（7条2号）特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。（7条3号）法人が一般に公表していない情報であって、公にすることにより、法人の円滑な事業運営が損なわれるおそれがある情報であるため。公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがある情報であるため。	福祉保健局生活福祉部保護課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管部署等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
61	R4.11.25	R5.1.23	宿泊所の現況調べに対する個別の回答票（平成29年度及び平成30年度分）						1									当該文書は、保存期間3年の公文書であり、既に保存期間が満了し廃棄済であるため	福祉保健局生活福祉部 保護課
62	R5.1.12	R5.1.26	1) 保護の実施要領、医療扶助運営要領及び介護扶助運営要領の改正に係る意見及び保護にかかる要望（中央区及び新宿区分） （2）保護の実施要領、医療扶助運営要領及び介護扶助運営要領の改正に関する意見の提出について（令和4年6月10日付4福保生保第297号）	118	1														福祉保健局生活福祉部 保護課
63	R4.12.23	R5.1.26	・令和3年度の「東京都新任訪問看護師育成支援事業 補助金額の確定通知書」12件 ・平成28年度から令和3年度の「訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業 補助金額の確定通知書」8件 ・平成28年度から令和3年度の「訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業 補助金額の確定通知書」48件 ・平成28年度から令和3年度の「訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業 補助金額の確定通知書」56件 ・平成28年度から令和3年度の「訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 実績報告書一覧表」79件 ・平成28年度から令和3年度の「訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 補助金額の確定通知書」8件	211	1														福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
64	R4.12.27	R5.1.26	令和4年3月31日付3福保高在第1298号「令和3年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金の補助金額の確定通知書」	1	1														福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
65	R4.11.10	R5.1.4	旅費請求内訳書	16		1				1			1					2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部女性相談センター
66	R4.12.15	R5.1.6	平成30年度から令和4年度に実施する「東京都若年被害女性等支援モデル事業」及び「東京都若年被害女性等支援事業」の以下の4団体に対する委託契約に関する金入り設計書（予定価格算定時、契約時、契約変更時、精算時等の一切のバージョン）	0				1											福祉保健局少子社会対策部育成支援課
67	R5.11.8	R5.1.6	「若年被害女性等支援事業」について、〇〇に関係する一切の文書。なお各年度の「精算書」があればこれも含む。また当該事業は「モデル事業」であった時期も含む。	2485	1													2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
68	R5.11.8	R5.1.6	「若年被害女性等支援事業」について、〇〇に関係する一切の文書。なお各年度の「精算書」があればこれも含む。また当該事業は「モデル事業」であった時期も含む。			1				1	1	1	1					福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
69	R5.11.8	R5.1.6	〇〇に関わる省略のない全ての書類	1947	1														福祉保健局少子社会対策部育成支援課

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管部署等		
					開示	一部開示	非開示	不存	在	存否	応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
70	R5.11.8	R5.1.6	○○に関わる省略のない全ての書類			1													2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
71	R4.11.9	R5.1.6	○○と東京都が交わした東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書に基づく、以下の内容をししができる文書で2018年以降のものすべて 関係機関連携会議に係る資料、公共施設等の既存の建物を活用することについての申し出と、それに対する都の承諾に係る資料、個人情報を取り扱う 事務に係る委託契約特記事項に係る資料	510	1														福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
72	R4.11.9	R5.1.6	○○と東京都が交わした東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書に基づく、以下の内容をししができる文書で2018年以降のものすべて 関係機関連携会議に係る資料、公共施設等の既存の建物を活用することについての申し出と、それに対する都の承諾に係る資料、個人情報を取り扱う 事務に係る委託契約特記事項に係る資料			1												2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
73	R4.11.9	R5.1.6	○○と東京都が交わした、東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書に基づく、以下の内容を知ることができる文書で2018年以降のもの全て ①自立支援計画 ②公共施設等の既存の建物を活用することについての申し出と、それに対する都の承諾	0			1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
74	R4.12.26	R5.1.6	若年被害女性等支援事業に関して、請求人に対して既に開示された書類のうち紙面で開示されたもの全て（4福保子育第1885号、4福保子育第2215号）	367	1														福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
75	R5.11.13	R5.1.10	若年被害女性等支援事業において、○○、○○、○○に関する書類の一切	3748	1														福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
76	R5.11.13	R5.1.10	若年被害女性等支援事業において、○○、○○、○○に関する書類の一切			1												2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課	

月 整理 番号	請求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管部署等		
					開示	一部開示	非開示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
77	R5.11.13	R5.1.10	企画提案に関するその他書類	0			1				1	1	1	1					2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
78	R4.12.19	R5.1.13	育成支援課の保有文書に対する情報公開請求で2022年10月1日以降に收受した開示請求書	16		1				1			1					2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
79	R4.11.17	R5.1.13	「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」の中間見直しに向けた「子供の意見を聴く」取組として行う出前授業を実施する学校の選定について、高等学校は全日制の学校を対象とし、定時制の学校は対象としないこととしたことについての検討経過に関する文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録全て。	0				1											福祉保健局少子社会対策部計画課	
80	R4.11.17	R5.1.13	子供の意見を聴く取組 子供の居場所インタビュー調査 仕様書案（抜粋）	5	1														福祉保健局少子社会対策部計画課	
81	R4.11.17	R5.1.13	子供の意見を聴く取組に関する業務委託に係る仕様書	4	1														福祉保健局少子社会対策部計画課	
82	R4.11.20	R5.1.16	令和4年度若年被害女性等支援事業委託契約の締結について（3福保子育第3648号）	142	1														福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
83	R5.1.5	R5.1.19	保険医療機関及び保健医療養担当規則第2条の4の2への違反を是正するために採った措置に関する公文書	0			1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
84	R4.12.20	R5.1.19	育成支援課が、4団体に係る情報公開請求に対して、2022年8月1日から現在までに開示決定を下した対象の公文書	0			1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
85	R5.12.20	R5.1.19	〇〇ホームページにアップされた文書について、〇〇から申出を受けた又は東京都が承諾した根拠の文書	0			1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課	

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存 在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
86	R5.1.6	R5.1.20	1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第342第7号の容疑で、同法人の理事又は監事について告発したことに関する公文書 2) 同法人の理事又は監事について上記以外で行った告発に関する公文書 3) 1) 2) の告発を実施しないと決定した公文書（その理由が分かれる公文書を含む。）						1									福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
87	R5.1.6	R5.1.20	1) 詐欺又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第342第5号の容疑で、同法人の理事又は監事について告訴又は告発したことに関する公文書 2) 同法人の理事若しくは監事について上記以外で行った告訴又は告発に関する公文書 3) 1) 2) の告訴及び告発を実施しないと決定した公文書（その理由が分かれる公文書を含む。）						1									福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
88	R4.11.24	R5.1.23	東京都が、〇〇とその役員または代理人に対してこれまでに情報公開条例15条に関して行った通知や意見の照会に関する一切の、15条3項に基づいて提出された反対意見書	0					1									福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
89	R5.12.1	R5.1.23	4団体に対する補助金、交付金、業務委託状況、財務三表/活動記録、報告資料一式/監査資料/提出された意見書一式等（一覧で文書特定）	2189	1	1				1	1	1	1					2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
90	R4.11.24	R5.1.23	東京都が、〇〇とその役員または代理人（以下、〇〇等）に対してこれまでに情報公開条例15条に関して行った通知や意見の照会に関する一切の連絡文書（4福保子育第1054号、4福保子育第1892号、4福保子育第1988号、4福保子育第1993号、4福保子育第1998号）	5	1													福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
91	R5.1.10	R5.1.23	令和3年度東京都認可保育所屋外遊戯場芝生化事業補助金 補助金支出額一覧 令和3年度東京都認可保育所屋外遊戯場芝生化維持管理経費補助金 補助金支出額一覧	2	1													福祉保健局少子社会対策部保育支援課	
92	R5.11.22	R5.1.24	2018年8月1日から現在までに少子社会対策部女性相談センターが作成または取得した、東京都若年被害女性支援事業の、モデル事業と本事業の、配布資料と会議録のうち、以下の会議に係るもの全て 1 事業連携会議長会 2 連携会議担当者会 3 事業受託事業者評価委員会	467	1					1	1	1						2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部女性相談センター

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管部署等
					開示	一部開示	非開示	不存 在	存否 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	
93	R5.11.22	R5.1.24	2018年8月1日から現在までに少子社会対策部女性相談センターが作成または取得した、東京都若年被害女性支援事業の、モデル事業と本事業の、配布資料と会議録のうち、以下の会議に係るもの全て連携会議ケース検討会	0				1										福祉保健局少子社会対策部女性相談センター
94	R4.11.25	R5.1.24	令和4年度一時保護委託契約者一覧	1		1									1		6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部女性相談センター
95	R4.11.25	R5.1.24	一時保護委託単価表	3	1													福祉保健局少子社会対策部女性相談センター
96	R5.12.1	R5.1.26	家庭支援課が〇〇と締結した契約の契約書とその見積り	44		1					1		1					福祉保健局少子社会対策部家庭支援課
97	R5.11.29	R5.1.27	令和4年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書	6		1					1		1					福祉保健局少子社会対策部育成支援課
98	R5.12.1	R5.1.30	・〇〇の貸借対照表（平成29年度から令和元年度分） ・〇〇の貸借対照表（平成29年度から令和元年度分） ・〇〇の貸借対照表（平成29年度から令和元年度分） ・〇〇の貸借対照表（平成28年度から平成30年度分）	16	1													福祉保健局少子社会対策部育成支援課
99	R5.12.1	R5.1.30	・令和4年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書（修正前） ・令和4年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書（修正後） 令和3年度文書において、東京都より〇〇に指摘を行い、修正した資料の、修正前後の書類すべて	12		1					1		1			3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
100	R5.12.1	R5.1.30	令和3年度文書において、東京都より〇〇に指摘を行い、修正した資料の、修正前後の書類すべて	0			1											福祉保健局少子社会対策部育成支援課
101	R5.12.23	R5.1.30	「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害児施設）」及び「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（医療型障害児施設）」に係る令和3年度支出額一覧	7	1													福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
102	R5.12.27	R5.1.30	「児童発達支援センター地域支援体制確保事業」及び「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害児施設）」に係る令和3年度支出額一覧	5	1													福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管部署課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
103	R4.12.27	R5.1.30	「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）」及び「新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金」に係る令和3年度支出額一覧	24	1														福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
104	R4.12.23	R5.1.31	「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（給付費入所施設）」及び「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都型通勤寮）」に係る令和3年度支出額一覧	1	1														福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
105	R4.12.27	R5.1.31	「身体障害者施設の助成」、「知的障害者施設の助成」及び「心身障害者通所施設の助成」に係る令和3年度支出額一覧	1	1														福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
106	R5.1.13	R5.1.27	(1) 平成21年度飲用井戸検査結果 (2) 平成22-25年度PFOS、PFOA (3) 平成30年度 多摩地区飲用井戸水 PFOS・PFOA実態調査 (4) 令和元年度 飲用井戸等 (要検討項目) (5) 令和2年度 飲用井戸等 PFOS及びPFOA (6) 令和3年度 飲用井戸等 PFOS及びPFOA、PFHxS結果 (7) 平成21年度 専用水道 有機フッ素化合物 (8) 平成22年度 有機フッ素化合物 (専用水道) (9) H24専用水道 (要検討項目) (10) H25結果(専用水道) 2月分含む (要検討項目) (11) 令和元年度 専用水道 (要検討項目) (12) 令和2年度専用水道 PFOS・PFOA (13) 令和3年度専用水道 PFOS及びPFOA、PFHxS結果 (14) 令和4年度専用水道 PFOS及びPFOA、PFHxS結果	16	1													(1)～(6) (第7条第6号) 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、調査に協力したものであり、これを公にすることにより、今後調査の協力を受けられなくなるなど、調査事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条第7号) 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため (7)～(14) (第7条第6号) 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため (第7条第7号) 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
107	R5.1.13	R5.1.27	福祉保健局が実施した、飲用井戸等の水質検査でPFOS及びPFOA、PFHxSの検査結果が記載されている文書のうち、以下の文書（福祉保健局健康安全研究センターが保有する文書に限る。）。 (1) PFCs検査結果・平成19-20年度	1														公にしないとの条件で開示請求者以外の者の協力を経て収集した情報であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後の適正な調査研究に支障が生じたため。 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため。	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
108	R5.1.20	R5.1.27	麻薬業務所一覧（ただし、令和4年12月16日から令和5年1月15日までの間に免許を受けた麻薬管理者がいる麻薬業務所の名称、所在地及び免許年月日並びに令和4年12月16日から令和5年1月15日までの間に麻薬管理者が業務廃止届を提出した麻薬業務所の名称、所在地及び業務廃止年月日）	2	1													福祉保健局健康安全部薬務課	
109	R4.12.27	R5.1.5	1 新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠及び、論文等 2 マスクの着用が新型コロナウイルスの感染予防に効果があるという科学的根拠、論文等						1								本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部計画課	

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
110	R4.12.27	R5.1.10	東京都と〇〇との福祉・保健医療分野における連携協定書	3		1								1				公にすることにより、偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼす おそれがあるため	福祉保健局感染症対策部計画課
111	R5.1.4	R5.1.13	新型コロナウイルスワクチンが、コロナウイルス感染症予防に効果があるという科学的根拠及び、論文等					1										本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対 象文書が存在しないため	福祉保健局 感染症対策部防疫・情報管理課
112	R4.12.28	R5.1.16	PCR陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠及び論文等					1										本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対 象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部事業推進課
113	R4.12.1	R5.1.30	東京都が開設者の病院（病院機能を有する児童福祉施設等の施設を含む。以下同じ。）の時間外労働・休日労働に関する協定届（全ての様式、添付文書を含む。）。時期を問わず全て。					1										当該公文書は実施機関において現に保有しておらず、存在しな い。	福祉保健局都立病院支援部法人調整課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが7件あります。